

令和5年度

風しんワクチンの接種費用助成のお知らせ

大阪市では、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しんの抗体価が低い方を対象に風しんワクチンの接種費用を助成します。

1 対象者

接種当日の時点で大阪市民(住民登録のある人)で、風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する方とします。

(1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の配偶者(妊婦の配偶者含む)

次に該当する場合は対象外とします。

- ア 風しんの抗体を有している者(HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上など)
- イ 妊娠中の女性、又は妊娠している可能性がある女性
※妊娠中にワクチン接種はできません。
※あらかじめ約1か月避妊した後に接種し、その後2か月は妊娠を避ける必要があります。
- ウ 平成25年度以降実施した風しんワクチン接種費用助成事業により、麻しん風しん混合(MR)ワクチン又は風しんワクチンを接種した者
- エ 1962(昭和37)年4月2日から1979(昭和54)年4月1日生まれの男性のうち、風しん抗体価がHI法で8倍以下(EIA法6.0未満など)の方
※「風しんの第5期の定期接種」の制度で予防接種(無料)を受けることができます。

2 対象ワクチン

麻しん風しん混合(MR)ワクチン、風しんワクチン
※麻しんおたふくかぜ風しん混合(MMR)ワクチンは助成対象外です。



3 助成内容

対象ワクチンの接種について、医療機関で実際に支払った額を助成(助成限度額あり)。

- ▶ 麻しん風しん混合(MR)ワクチンの場合 10,285円(助成限度額)
- ▶ 風しんワクチンの場合 6,743円(助成限度額)

<注意>ただし、被接種者本人またはその主たる生計維持者のいずれかが、一定以上の所得がある場合(下記表参照)は、2,000円を差し引いた額を助成します。

扶養人員	ワクチン接種に係る所得限度額	
	所得制限限度額	収入額(目安額)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人目以降	3人の所得制限限度額に1人につき38万円を加算した額	

※所得額の計算方法について、詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

4 助成方法

償還払い(医療機関に接種費用を一旦お支払いいただいた後、本市より返還)

※生活保護受給者または市民税非課税世帯の方で、接種費用の一時立て替えが困難な場合は、大阪市保健所感染症対策課あてご相談ください。

接種費用の返還方法は、裏面をご覧ください!!

5 申請方法

次の書類を添えて、大阪市保健所感染症対策課に郵送により申請してください。

申請には、○印の書類をご準備ください。
詳細は、大阪市ホームページでご確認ください。

風しんワクチン接種費用助成

検索



<申請書類一覧>

2023年1月1日時点の住所			必要書類
市内	市外	海外	
○	○	○	大阪市風しんワクチン接種費用助成申請書 上記大阪市ホームページからダウンロードしてください。
○	○	○	風しん抗体検査結果書類（写し） 申請者氏名・検査結果・採血日・検査機関名が確認できるもの。 ※採血日が予防接種日以前のものに限ります。
○	○	○	公的な本人確認書類（写し） 住所・氏名・生年月日が確認できるもの。 （例：健康保険証、運転免許証等。現住所が裏面にある場合は、必ず裏面も必要です。）
○	○	○	領収書（原本） 申請者氏名・支払金額・接種ワクチン・接種日・医療機関名が確認できるもの。※診療明細書のみでは不可です。
○	○	○	通帳又はキャッシュカード（写し） 口座名義・金融機関名・支店名（支店番号）・口座番号が確認できるもの。※予防接種された方ご本人名義に限ります。
	○※		2023(令和5)年度課税（所得）証明書（原本） ※詳しくは下記をご確認ください。
		○	パスポート又は在留カード（写し） 本人確認（氏名・生年月日・住所）及び出国日・入国日又は上陸年月日が確認できるもの。

※課税（所得）証明書について

接種日時点において、申請者及び申請者と同一世帯のすべての方（16歳未満の方を除く）について、課税（所得）証明書が必要です。

ただし、その方々が2023(令和5)年1月1日時点で大阪市在住であるか、扶養家族（地方税法上）である場合は提出不要です。

<課税（所得）証明書の取得方法>

2023(令和5)年1月1日時点の住所のあった市区町村で課税（所得）証明書の発行を依頼してください。

<課税（所得）証明書に代用できる書類>

市区町村長発行の2023(令和5)年度住民税決定通知書（写し）

※住所・氏名・総所得金額が確認できるページをご提出ください。

源泉徴収票や確定申告書は不可です。

また、2023(令和5)年度課税（所得）証明書・住民税決定通知書について、市区町村の取扱いにより2023(令和5)年6月以降でないと発行できない場合がありますので、その際は2022(令和4)年度のもので構いません。

申請書提出先・お問い合わせ

◆郵送にかかる費用は申請者の自己負担です。



大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス11階
TEL：06-6647-0656 FAX：06-6647-1029